

逃亡犯罪人引渡し

【教科書 : pp.181-184】

I. 逃亡犯罪人引渡し制度の仕組み

- 目的
 - 属地主義→国境を越えれば?
- 特徴
 - 同意に基づく制度 :
 - 「引渡条約」の機能
 - 日本
- 手順 (日本法の場合)

II. 引渡しの要件

- 双方可罰性
 - 内容 :
 - 根拠 :
 - ◇ 張振海事件
 - ◇ ピノチェト事件
- 特定性
 - 内容 :
 - ◇ したがって...
 - 根拠
 - ◇ 国家主権 :
 - ◇ 被疑者の人権 :

III. 不引渡し事由

- 自国民不引渡し
 - 日米条約 5 条
 - 英米法では
- 引渡し「人権侵害」に該当する場合?
 - 人権侵害のおそれのある国への引渡し
 - 死刑の問題
 - ◇ ゼーリング事件

- 政治犯不引渡し
 - 不引渡しの根拠
 - ◇ 人道的配慮
 - ◇ 内政干渉の自制
 - ◇ 実際の配慮

 - 政治犯の定義
 - ◇ 絶対的政治犯罪
 - ◇ 相対的政治犯罪
 - バランスの問題？
 - 張振海事件東京高裁決定
 - 目的
 - 関連性
 - 均衡性

 - 「政治犯」とはみなしてはならない犯罪？

 - テロリストの定義？